

## 別表第三 (第四条関係)

## 海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	252,400	304,000	332,000
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500
	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700
再任用 職員以 外の職 員	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900
	20			404,100	464,900	494,600
	21			407,000	468,400	498,200
	22			409,700	471,900	501,800
	23			412,600	475,200	505,600
	24			415,500	478,600	
	25			418,500	482,200	
	26			421,600		
	27			424,600		
再任用 職員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四 (第四条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
38	357,900					
特						1,082,000
再任用 職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の5級特号給は、秋田県立大学の学長に適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
再任用 職員以 外の職 員	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任用 職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考 1 この表は、県立の高等学校、盲学校、聾学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第五 (第四条関係)

## 研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
再任用 職員以 外の職 員	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任用 職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第六(第四条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
再任用 職員以 外の職 員	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任用 職員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
再任用 職員 以外の職 員	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任用 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300
再任用 職員以外 の職員	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100	
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700	
	25	286,400	340,100	382,900	403,400		
	26	290,500	344,000	386,200	406,700		
	27	294,000	347,400	389,200	409,600		
	28	297,200	350,400	392,000	412,100		
	29	299,700	353,100	394,800			
	30	301,800	355,200	397,500			
	31	303,600	357,200	399,900			
	32	305,500	359,200				
	33	307,500	361,100				
	34	309,400	363,200				
	35	311,300	365,300				
	36	313,200	367,500				
	37	315,000	369,900				
	38	317,100	372,200				
	39	319,100					
	40	321,200					
	41	323,100					
再任用 職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第二十一条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十五」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

第二十一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 秋田県立大学の学長に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

第二十二条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)、十二月に支給する場合には百分の五十五」を「百分の七十」に、「百分の七十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改め、同条第四項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。



号 給	給料月額 円
1	414,000
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額 円
1	340,000
2	380,000
3	411,000

第五条第四項中「相当する額」の下に「(一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。))別表第四の教育職給料表(一)の五級特号給の額未満の額に限る。」又は給与条例別表第四の教育職給料表(一)の五級特号給の額に相当する額」を加え、ただし書を削る。

第六条第二項中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「並びに第十九条第三項」を「第十九条第三項並びに第二十一条第二項」に改め、「及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員」との下に「、給与条例第二十一条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」と」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「並びに第十九条第三項」を「第十九条第三項並びに第二十一条第二項」に改め、「及び任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員」との下に「、給与条例第二十一条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは

「百分の百八十」とを加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第五条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、同年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(第一号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給(給与条例別表第四の教育職給料表(一)の職務の級五級にあっては、二十三号給)を超える給料月額

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(附則第四項及び第五項において「任期付研究員条例」という。)第五条第四項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の給与条例若しくは一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年秋田県条例第三号)附則第二項及び第三項又は第三条の規定による改正前の任期付研究員条例並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年三月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第二十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第二十四条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第四条第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第四条の規定にかかわらず、こ

これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年三月一日（期末手当について改正後の給与条例第二十一条後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与条例又は第三条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第二項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

6 平成十四年四月一日から基準日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者（以下この項において「県費負担教職員等」という。）であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ県費負担教職員等との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を加えるものとする。

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

7 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事委員会規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

9 職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第五条の三第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第七十二号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三月一日、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事等の期末手当の額は、職員の給与条例の適用を受ける職員の例により算出した額とする。この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

#### 附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第七十三号

秋田県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 最終処分業者等 県、最終処分場を設置する市町村（市町村が加入する一部事務組合を含む。）及び廃棄物処理法第十四条第四項又は第十四条の四第四項の許可（廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による変更の許可を含む。）を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

三 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。）をいう。

## (納税義務者)

**第三条** 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出した事業者（廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む。以下同じ。）に課する。

## (課税標準)

**第四条** 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項の重量は、その計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより当該産業廃棄物の体積を換算して得るものとする。

## (税率)

**第五条** 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

2 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項第二号に規定する埋立区域内の県が設置する最終処分場に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第十三項に規定する指定副産物である産業廃棄物を搬入する場合における産業廃棄物税の税率は、前項の規定にかかわらず、一トンにつき二百五十円とする。

## (税額の端数計算)

**第六条** 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十七第二項第七号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

## (徴収の方法)